

新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

令和2年6月22日（月曜日）

総務消防委員会

日時 令和2年6月22日（月曜日） 午前9時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 総務部、企画部

第73号議案	「質疑・討論・採決」
第74号議案	「質疑・討論・採決」
第75号議案	「質疑・討論・採決」
第89号議案	「質疑・討論・採決」
第91号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（7名）

委員長 小野田直美	副委員長 佐宗龍俊		
委員 柴田賢治郎	山田辰也	長田共永	滝川健司
議長 鈴木達雄			

欠席委員 なし

傍聴者 なし

説明のために出席した者

総務部・企画部・消防本部の副課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 松井哲也 書記 後藤知代

開 会 午前9時00分

○小野田直美委員長 ただいまから総務消防委員会を開会します。

本日は、18日の本会議において、本委員会に付託されました第73号議案から第75号議案まで、第89号議案及び第91号議案の5議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第73号議案 新都市新型コロナウイルス感染症対策基金の設置及び管理に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

長田委員。

○長田共永委員 すみません。確認させてください。

財源確保のための基金の設置というのは異議はないんですが、これに関して改めて1点、現行においてこの基金をすぐ支出するべき政策というのはあるのかなのかというところをお願いしたいと思います。

○小野田直美委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 すぐに使うかどうかというところですけども、設置の目的自体も終息のめどが今立っていない状況で、今後、まだ第2波等来ることが予想されますので、長期的な視点に立ってというところで財源確保というところがメインになりますので、今のところすぐ使うというところは考えておりません。

○小野田直美委員長 長田委員。

○長田共永委員 もう1点だけすみません。

基金の積立目標とかそちらもまだ考えてはないということよろしいでしょうか。

○小野田直美委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 積立目標額というところですけども、そこはまだコロナ自体の終息もめどが立っていないところもありますので、今後、積み立てていくのかというところはま

だ金額自体は決めておりません。

○小野田直美委員長 ほかに質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 それでは、少し確認します。

まず、基金造成については特に異論はないんですが、既に一般会計の予備費のほうにコロナ対策費として積み立てられて、そこから議会の議決を得ない内容、政策的なものが出費されておるわけですけども、その辺の予備費2,000万円のうち1,000万円ぐらい既に使ってるんですけど、残り1,000万円の予備費とこの基金が造成された場合に、どういうすみ分けをされるのでしょうか。

それから、予備費はもう今後コロナ関係は一切積み立てしない。それか、予備費にあるのを基金に回すのか。その辺のすみ分けの取扱いについてを確認します。

○小野田直美委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 先ほどから申し上げましたとおり、この基金自体は長期的な視点に立ってというところで考えております。前回5月臨時会でお認めいただきました予備費の2,000万円については、迅速なコロナ対策への対応というところがメインになりますので、そういったすみ分けをしております。

以上です。

○小野田直美委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 迅速ということですが、そうすると、予備費を使い切った時点で迅速な対応ということだと矛盾するんですけども、その場合に、6条の処分の関係で迅速に処分できる手続的なことについてはどうお考えでしょうか。

○小野田直美委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 予備費については、この基金自体、予備費と違うのは、5月臨時会のおきも御説明申し上げましたように、一旦、歳入歳出予算に補正予算としてこの予備費を取崩す場合は、計上する必要がございます。

一方、予備費については、先ほど委員申し上げましたとおり、議会の議決なくして執行できる費用になりますので、そういったすみ分けで考えておりますけれども、残り1,000万円がなくなったらそれで終わりかというところですが、実際、まだどういった事態になってくるかというのが皆さん誰も分からない状態ですので、そのときの状況によってももしかしたら予備費がまた必要になることもあるかと思っておりますので、その節は補正予算等でお願ひするようになるかもしれませんけれども、今のところまだ分からないというのが正直なところではあります。

以上です。

○小野田直美委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 将来的なことをここで聞いてもあれですので、対応としてはそういう対応で、予備費と基金は使い分けるといことだと思っておりますけれども、予備費の議論をここでいいのかな。予算審議でしっかりやりますので。

ちょっと違う視点からですが、基金は幾つかたくさんありますけれども、感染症に関する出費で処分できる基金は確か本会議だとはないという御回答でしたけど、それで間違いないですね。予備費は別として、予備費を一般会計に入れてということで使えたり、予備費じゃないわ。財調も今回財源としてかなり使っているものですから、財政調整基金も広くとらえれば、感染症に何でも使えるという解釈が分かるので、財調以外の基金で何か使えるようなものはないということではありますね。

○小野田直美委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 先日の本会議質疑の中でお答えしたとおり、委員申し上げるとおり、財調ともう1個、一般質問でお答えしたとおりですね。みんなのまちづくり基金の使途が限定されますけれども、みんなのまちづくり基金も対象になっております。

以上です。

○小野田直美委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それで、この第73号議案の新型コロナウイルス感染症対策基金と書いてありますけれども、この基金は新型コロナウイルス感染症対策しか使えませんか。

○小野田直美委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 処分のところ、6条に書いてありますとおり、新型コロナウイルス感染症の影響による市民生活及び地域経済の対策を的確かつ迅速に実施するための経費にしか充てられないということではよろしいかと思っております。

以上です。

○小野田直美委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 新型コロナウイルス感染症という限定した基金になるわけですが、御存じのように国のほうは新型インフルエンザ等の中に新型コロナウイルスという形で非常事態宣言とかいろんな要項を付け替えて条例を改正してるわけですが、今回こうやって新型コロナウイルス感染症と限定した場合に、将来また違う感染症、あるいは新型インフルエンザみたいなほかの感染症が大流行したときには、この基金は使えないということですね。

○小野田直美委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 国のほうは、第1条にも書いてありますように、新型インフルエンザ等対策特別措置法というところで動いておりますが、私どもは、新型コロナウイルス感染症に限定しておりますので、もし別の感染症が拡大してきた場合は、その都度、議会のほうにお諮りして、必要な場合は基金を設置するようになるかと思っております。

以上です。

○小野田直美委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 そうなると、また迅速な対応ができなくなるということですので、例えば現時点のこの基金を新型コロナウイルス感

染症以外の大規模な感染症が将来どうい
うものがあるか分かりませんし、また、
新型インフルエンザでもまた新たな
インフルエンザ、あるいは昔のスペイン
風邪みたいなものはやるかどうか分
かりませんが、そういうものが流行
したときにも、この基金条例で対応
できるようにこの基金名を限定しな
いで、例えば幅広く使えるように新
型コロナウイルス感染症等対策基金
という、等の中にはいろんなそうい
ったものに対応できる基金とする
というようなことしておいたほうが
、より幅広くいろんな感染症とか
そういうものに対応できると思
うんですけど、そういった考えは
ないのでしょうか。そうやって
おいたほうが後々使い勝手がいい
のかなと思ってんですけども、
その辺についての見解を伺って
おきます。そうなったらまた改
正して使えるようにするというの
とはちょっと違うと思うんです
けど、その辺いかがですか。

○小野田直美委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 財政調整基金が災害等、急な出費に耐えるための措置ということで財政調整基金がありますので、今回もちよっとたってからこの基金を設置したように、まずそういったところが別の感染症が出てきたときは、財政調整基金のほうでまず対応をして、その後、その感染の状況を見て基金が要るのかというところを判断してから、今お諮りの第73号議案のこの基金を改正するのか。もしくは新しい基金を設置していくのかというのを検討していくようになるかと思
います。

以上です。

○小野田直美委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 手法としてはそういう手続になると思うんですけども、新しい感染症が出るたびに改正したり、また新しい基準を作るよりかは、そういったものを総括的に対応できる基金としての取扱いにしておいたほうが、私は使い勝手がいいような気がするんですけど、何で新型コロナに限定しない、要す

るにそういった感染症に対する基金としておいて、それ以外の感染症が突発に出てきたときは、初期段階は財調を使って対応することも可能でしょうけども、緊急の場合は財調なり予備費を使うかもしれませんけども、長期的な面
で対応ということでこの基金を作るんだ
ったら、同じようにコロナウイルス以外の感染症に対する基金としても対応できるようにしておいたほうが便利ではないのかなと思うんですけども、その辺についてはいかがですか。また同じことのような繰り返しになってますけども。

○小野田直美委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 それぞれその感染症なり何かはどういった状況で広がって
いって、どういった対策が必要なのか
というのもまちまちだと感染症によ
って変わると思いますので、その都
度検討していこうかなというふう
に思っております。

以上です。

○小野田直美委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 しつこいと言われるか
もしれませんが、その都度検討せん
でいいようにしといたら私は提案
してるんですけど、その気があり
ませんと言ってくればいいんだ
けど、そういういい方されると
また同じことを聞かないといけ
なくなってしまうので、その都
度対応するという方針を堅持す
るならやむを得ないでしょう
けど、私はやっぱりそういう
ものに対応できるような、
コロナウイルスに限定しない
基金にしておいたほうが
いいのかなというのが意見
ですので、それを酌み取って
いただけないようでしたら
結構です。

○小野田直美委員長 よろしいですか。

〔「よかないけどしょうがない」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 では、ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 それでは質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第73号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第74号議案 新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

佐宗委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、ただいま議題となっております第74号議案 新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会条例の制定について、1点質疑させていただきます。

そもそもこのような公開政策討論会というものを行政主導で実施することがどうなんだという点と。

それから、それに関わってくるんですが、この条例の意義・目的について、これまで行われた市民自治会議の中でどのような議論が行われたかというのを伺いたいと思います。

○小野田直美委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 そもそもどのような背景であつたり議論がどういうふうになされてきたかというところがございますけれども、まず、背景のほうから御説明させていただきますけれども、新城市で

は、市町村合併前の平成15年から毎回新城青年会議所等の主催によりまして、新城市長選挙公開政策討論会が開催されておまして、これまで全ての立候補予定者が参加をされております。ある意味、ほかの自治体では立候補予定者が参加してくれないというようなことで、公開政策討論会のほうが中止になっておつたりもするんですけども、新城市のほうでは毎回行われてきておるといふ状況があります。

それと、その中で課題として出てきておりましたのが開催の費用の面ですね。これまで青年会議所のほうでは、当日会場のほうで寄附のほうをいただいております。2009年以降は見送っておるといふような状況で、その会場費用ですとか広報費用の捻出といった部分が課題となっております。

それと、青年会議所のほうでメンバーのほうが減ってきておつて、運営のほうができなくなったというのが前回でございます。前回におきましては、立候補予定者の陣営のほうから3人ずつ人を出し合つて、それで実行委員会を組織し行つたというような状況があります。

新城市として、結果としては、公開政策討論会が行われてきてはおつたんですけども、運営の面でかなり課題が出てきておる。主催者、それから費用の面といったところで問題になってきておるといふことです。市民の知る権利を市の政策ですとかそれを実行していくための方策を知る機会の保障、それから市民の意識の高まりを醸成する機会として、これが必要ではないかというところで今まで議論をされてきたところがございます。その費用の面の負担をしてほしいという部分ですね。そういったものがこれまでの公開政策討論会の検討の中で作業部会を平成30年度に設けておりましたけれども、そちら

のほうでそういう意見もあったということでございます。それを受けまして市民自治会議のほうでも、公開政策討論会を行うということに関しては、やはり必要であろうというような意見が出てきておりました。それを実際に市も関与してどのように行っていくかといったところで今回の条例化という部分も検討されてきたということでございます。意義・目的についてということになりますけれども、公開政策討論会を条例化することによりまして、ますます市政への関心が高まっていくというふうに考えております。

以上です。

○小野田直美委員長 ほかに質疑はありますか。

山田委員。

○山田辰也委員 本会議質疑でたくさんの皆さんの質問が出て、いろんな説明を受けました。私は、幾つかこの委員会の中で質疑をしようかと思っておるんですけど、先ほど、そもそも行政主導の条例化ということになると思うんですが、条例化主導にする理由というのがどうもあいまいなんですよ。これは市長が話をしていた中であつたんですが、前回の市長選のときの公開討論会が非常に良かったということをおっしゃっていました。

ですが、私、取材をしてきたんですけど、そのときの当選できなかった、言い方悪いですが、敗者になった二人の話を聞いてきたんですけど、そういうところについては検討されて意識調査とか話し合いが本当にされたかどうかということをお伺いしたいんですけど。

○小野田直美委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 実際に立候補予定者の方たちの声というところですね。そこについては意識調査というものは行ってはおりません。

○小野田直美委員長 山田委員。

○山田辰也委員 市長の評価はすごく良かつ

たんです。しかし当然、市長選で敗れば一般市民に戻って、先ほど言った知る権利とかいろんな行政に関わってきて市民の声を聞くという立場の人間に戻っているんですけど、この中では市長が勝者だったから、勝者の理論で今回この議案を出してきたのではないかということをお伺いしました。先ほど行政主導といいましたけど、元に戻してみれば、前回の市長討論会のときですね。あのときに集まった人というのは、例えば100人集まっても、現職の後援会、これから参加する後援会、あと人数が少ないといけないから市の職員も結構来ておりました。その点を見ると、前回の討論会でも市民の意識が少し足らなかったようにすごく感じるんです。ですから、基本的な市民自治の観点が少し足らなかったという反省点は、今回の条例化に対するものの検証となっていたのでしょうか。

○小野田直美委員長 三浦企画部長。

○三浦 彰企画部長 先ほどの山田委員からの質疑で1点ちょっと私のほうから補足で申し上げたいと思います。

平成29年度の市長立候補予定者、公開政策討論会において、今その中で当選したのは現穂積市長ということですが、あとの2名の方とのいろんな話はどうだったのかというふうなお話でしたが、本会議質疑でもお答えを申し上げましたように、特に平成30年度におきまして、作業部会というものを設置をいたしまして、実際に3候補者、3つの陣営の中から実際に公開政策討論会に携わった方々に御参加をいただいて、そしてその中でいろんな問題点、課題等を洗い出していただいた上で、それを市民自治会議に報告しながらキャッチボールをしてきたというふうな過程でございますので、今そういうことはなかったというふうに誤解を招いてはいけませんので、しっかりその辺を踏まえて議論をしてきたというのが本会議質疑で御答弁申し上げた内容でございます。

以上です。

○小野田直美委員長 山田委員。

○山田辰也委員 当然、市長立候補者の討論会に反対したり、討論会の意見を聞かずにという人はいないと思います。当然、これからどんな政策を打つかってということは、誰しもあるものですから、このことについては反対する感はないんですが、本会議のときもこれを進めて何かあったときは私が責任を取るというようなそういう言い方を市長があつたときされたはずです。ふだんは、市長は、議会の承認を得ましたというふうに議会側に責任を託すんですけど、今回は、私が責任を取りますというようなことをあつたときは私聞いた覚えがあるんです。そのようなこれを作った時点で、条例ありきということがすごく感じるんです。私が責任を取るのではなくて、これは皆さんの意見を集約して議会に振るべきであると思うんですが、ああいうことがいろんな会議の中で時々あるんです。ですから、今回は、条例を作るに当たって、有識者とかいろいろな話を聞いたときに、根本的な討論会を否定することはほとんどの人はないと思うんです。ただ、条例を作るのが目的であったような市民自治会議の中の感じを読んだところで感じたものですから、条例ありきではないという話については検証されたことがありますでしょうか。

○小野田直美委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 ただいまおっしゃられたことですが、平成30年度と平成31年度、令和元年度ですけれども、段階を踏んでおまして、平成30年度のときには、新城市自治基本条例に定める市民の権利を具現化するための公開政策討論会の在り方についてということで諮問のほうをされて、市民自治会議は答申をしております。その中で自治基本条例に位置付けた制度設計をされたいというような答申もありまして、条例化に取

り組んで継続して開催できるよう検討していただきたいというような答申をいただいております。令和元年度については、新城市自治基本条例に定める市民の権利を具現化するための公開政策討論会条例についてということで、引き続き条例についての諮問をし、市民自治会議のほうで答申をされておるということでございます。

○小野田直美委員長 山田委員。

○山田辰也委員 市民自治会議で当然討論会というのは、どこの市町でもこういう討論会というのは必要だというのは感じてはるはずで。ただ、条例化するに当たって、全国で初めてだとかこういうことを市長言っておりますと、目立ちたいというところがどうも表向きに出るんですよね。では、ほかの市町が条例化するような向きになってるかという、実はそうじゃないと思うんです。条例化に当たって全国の例とかいろいろなものを見ても、これは市民の中から出ることであつて、行政がこれほど深く関わっていることが今回のことでびっくりしたんです。

例えば、東三河、当然どこの市町の市民も市長の考えがしっかりしなければ、当然選挙にも興味がないように、今回、話す内容については非常にいいかと思うんですが、この具現化することについての条例、先ほどお金という面も言いましたが、お金のない方法ができるというのは、前からあつたと思うんですけど、その点については、金銭的なものではない部分については話し合いは深く検証されたんでしょうか。

では違う言い方で。

○小野田直美委員長 山田委員。

○山田辰也委員 本会議の中でも、ユーチューブとか今いろんなメディアも昔のやり方で集まって、人が動員して、関係者が集まって、市長の後援会とかそれぞれの後援会集まってやるんですが、違う方法が今非常に盛んになってきていると思うんです。ですから、お金を

使わなくてもできる。人手がたくさんいなくても、先ほどだんだん人が少なくなってきて、会議を開くのにＪＣでも大変だといいますが、違う方法があると思うんです。それは、お金を使わないし、違う方法があるし、インターネットを使った会議とか、その場所に市民が行かなくてもできるという方法について、安く簡単に誰でも見れるようなそういう方向もあると思うんですけど、わざわざ条例化して世間に新城市が全国で初めてというほどのことではないと思うんですけど、その辺の時代にあったやり方というのは検討がなかったのでしょうか。

○小野田直美委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 平成30年の頃に作業部会のほうでも前回の振り返りという部分で話し合いがされております。その中では、実際その討論会、会場に來れない方のためにもユーチューブの配信であったりということで、その状況を皆さんにお知らせできるようにということをやっております。確かに時代が変わってきたりだとかということであれば、実際、3月頃によその市町村でしたか行われたときにはコロナ禍の最中ではございましたので、お客さんはいなくて、その動画を配信するというようなやり方もされておるところがあったと記憶しておりますけれども、その運営の仕方については、実行委員会のほうでこういうやり方がいいじゃないかということはいろいろ検討をしていくべきだと思っておりますし、作業部会のほうでも1つのやり方に固執するのではなくて、その時代時代にあったやり方というものを検討していくべきという意見をいただいておりますので、そのようにやっていきたいというふうに考えております。

○小野田直美委員長 山田委員。

○山田辰也委員 当然そういう意見があったと思います。コロナ禍の最中だということが

やっぱりいろんところで出るんですよ。ですから、時代にあったやり方があるとすれば、2年ここまで条例化の一手手前まで来てるんですけど、2年やった割には議会のほうの説明が非常に短かったと思うんです。前回、全員協議会で説明が途中でできなかったという点もあるんですが、どうもスタートがこの条例を作ることに向かって、当初から反対する意見もたくさんあったと思うんですが、だから2年かけた割に、最終的にここに出てきて本会議のときの状況を当時の関係者とかいろいろな人が見ても、議会が理解するまでは來てないという感じを非常に受けたというんです。行政側は説明を尽くしたという感じを言っておりますけど、議会側には説明が少し私は足りないと思いますが、今回は説明に短くなかったかと僕は思うんですけど、その点については十分だったという認識あるでしょうか。

○小野田直美委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 確かに議員さんたちの中で議論がまだ十分ではないというようなお話のほうはいろいろ聞いております。ただ、昨年度、市民まちづくり集会のほうでも、作業部会の方が皆さん御出席されておったかと思っておりますけども、そちらのほうでも報告をされておって、広報のほうにも一部公開政策討論会とまちづくりということでも載っております。議会とまちづくり推進課のほうとの直接の議論は足りなかったのかもしれないですけれども、これからますますそういう議論がされていくことになるのかなと思います。規則とかも含めてですけれども。

○小野田直美委員長 山田委員。

○山田辰也委員 当然、まちづくり集会の意見というのを非常に取上げてやっていただくのは分かるんですが、どうもうちは会議会議ばかり多くて、2年目、3年目になると、委員がだんだん減ってきたり、若者議会でも継

続する次の新しい人が出て来なかったりする
ようなそういうところがあるんです。そうい
うのを形骸化というんですが、その中で今回
パブリックコメントのメールが1件入ってお
ったと思うんですが、あの方はアメリカにい
て、こちらに今回これなくてメールで送って
きたそうなんです。だけど、新城市民でアメ
リカにいても、ネット上でこういうふうにパ
ブリックコメントの質問ができるんですけど、
当の新城市の中にいる市民が生活のために仕
事に行ったり、いろんなことで忙しくてこう
いうところに余裕がなかったのではないかと
思うんです。まちづくり集会に来ている人は、
大体ほかのところにも来たりいろいろな興味
のある人が多いんですけど、広く意見の集約
がまちづくり集会から出てるように書いてあ
るんですけど、どうも2年やった割にいつも
のメンバーだというイメージがあるというこ
といつも言われるんですけど、その辺につい
てはいかがでしょう。

○小野田直美委員長 松下まちづくり推進課
長。

○松下領治まちづくり推進課長 市民まちづ
くり集会のほうに参加される方、2,000人の
無作為抽出で初めて出てこられる方も実際は
いらっしゃいます。同じ方もたくさんいらっ
しゃるとは思いますが、新しい方も入っ
てきておるといことです。

また、あと、運営する側の実行委員につ
きましても、新しい方が少しずつ入ってきて
おって、当初おったメンバーとはごっそり入
れ代わってきておるといようなところなので、
目に見えてごそっと代わるといことはい
ないんですけども、少しずつ代わってきて
おるといところでございます。

○小野田直美委員長 山田委員。

○山田辰也委員 運営がすごく大変だった
ということも聞いております。それで、根本
的には、これからこういう討論会なんかを開
催するのはJ Cですよ。青年会議所が大変だ

ということを先ほど言ったんですが、運営が
大変だということについての聞き取りとか段
取りやなんかのいろんな話というのは届いて
こなかったものですから、それはもちろん感
じてるかと思えますけど、議会には全体的な
ことの説明はあったんですが、実際、本当
に大変なんだよというふうなところを感じて
おらなかったんです。それはやはりメインが
市民まちづくり会議の中からというふうに
言ったんですけど、J Cの方たちからのいろ
んな意見というのは当然出たと思うんです
けど、その中ではやっぱり金銭的とか、運
営とか、会員が減ったということだったん
でしょうか。

○小野田直美委員長 松下まちづくり推
進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 平成30
年の作業部会のメンバーですけれども、3
つの陣営の中からお一人ずつと、それから
それぞれJ Cの方たち、それと公募の方とい
うことで9名で組織がされております。そ
の中で青年会議所の方からも意見のほうは
いただいております。今、青年会議所のほう
はメンバーのほうも増えてきておるとい
ことなんですけど、今いるメンバーの中で
この運営に携わった方はほとんどいない
という、1人かそこらだというふうに聞い
てはおります。ほとんどの方はもう卒業さ
れておるといことな方たちということであ
ります。

今後、実際にこの運営をしていこうとい
うことになると、経験者の方たち、OBの
方たちも含めて入っていただいて、それを
若い人たちに引き継いでいけるような体
制にもしていきたいなというふうに考え
ております。

○小野田直美委員長 山田委員。

○山田辰也委員 ということは、J Cの
やる気のある方たちがある程度育ったり
協力するということがあれば、条例その
もの自体に無理しなくてもいいのではない
かという感じがするんです。この条例を
作るに当たって、いろんな話合いや議
論もあったと思うんですが、

ひとつ先ほど言ったように、議会への説明が随分遅かったと。市民自治会議の中やまちづくり集会とかそういう中では、当然、間違っただけという言い方はしないですけど、反対意見とかそういうものよりは、前向きに行こうというところからスタートすると、結局こういうふうにならざるを得ないという方向になってしまったと思うんです。

そこで、最後に伺いたいと思うんですけど、基本的には、当時の3者の討論会に当然興味のある方が来て、なるほどということまで話が非常にうまくいかかろうと口下手の方も出てくるんですよね。それで、条例化すると、出てこない人は非難されたりすることがないと市長は言っていましたけど、当然こういうものに参加できない人が首長になるわけにはいかないですし、そのときに言った言葉というのを深く受け止めてるかということについて疑問点があるんです。言い方を変えると、言いつ放しで格好良く言って、結果は当選してから見てくれというようなところがどうもあります。ですから、例えば穂積市長がああときも1,000人の雇用とかいろいろなことを言っていましたけど、結果を現職が実際捉えてるかというところを見ると、目先が新しいところに逃げてるような気もするんです。ですから、3者が集まったときのいろんなマニフェスト、このことについて検証というのは当然されたと思うんですけど、実際の雇用の促進とかそういうのは言いつ放しで終わったような感じもあるんですけど、結果はどうでしょうか。

○小野田直美委員長 山田委員、条例には関係のないことですので、質問を変えてください。

山田委員。

○山田辰也委員 すみません。余分なところに行ってしまうんですけど。

では、市民の知る権利、行政の知らせる義務、それとこの市長が強く希望してる。このあたりで間違いはないでしょうか。

○小野田直美委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 知る権利、知らせる義務ということで、それを市長が強く望んでいるというような今お話だったかと思いますが、市長が望んでいるというよりも、市民の方たちからの意見を汲み取って、それを形にしていくというものでございますので、ちょっとその辺はニュアンスが違うのかなというふうに感じております。

○小野田直美委員長 では、ほかに質疑はありませんか。

長田委員。

○長田共永委員 改めて、本会議で多数議論があつてクリアな部分はできたんですが、再度確認させてください。本条例というのは、これはもう政策討論会における仕組みや金銭助成を明文化するだけで、条例を行政が設営しても、やる内容は公設民営であるということを確認したいんですが、その点をお願いします。

○小野田直美委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 これまで行われてきた公開政策討論会の形といいますか、市民の方たちが運営するというものに変わりはございません。今までであったものを継続していく、守っていくというための条例でございます。

○小野田直美委員長 長田委員。

○長田共永委員 そのために、例えば助成の方法だけだったら条例を設置しなくてもいいのではないかという御意見があるのかもしれませんが、例えば、自身のことになって申し訳ないんですが、公開政策討論会を最初にやり出そうといった部分のときは、北設の県会議員の選挙でございました。その当時から金銭的な負担だとか仕組みのところを考えてくださいということは訴えてきたつもりなんです。その上で、この条例、ほかの方法で例え

ば要綱なりでその委員会の補助金で出すとかその部分と今回のように条例で設置する。この議論というのはどういうふうにあったのかというところだけ教えてください。

○小野田直美委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 今回、1つ市のほうが直接といいますか応援するやり方として、補助金型ですとか委託型というようなことも作業部会のほうで検討のほうをされております。ただ、補助金型ということで、やりたい方たちがどんどん出てくるということになりますと、公開政策討論会の乱発といいますか、それだけ出てくれば活性化されてくるということではあるんですけども、これを条例にしてしまいますと、また政治活動のほうもかなり制限がされてしまうのかなというところはあります。

あと、逆に、補助金型にしたときに、やっぱりできないということが出てきます。やっぱり実施する方の思いでやることでございまして、市のほうはそれに対しての応援資金という形になってしまいますので、その辺も話がありまして、今、市のほうで考えておるのは、まちづくり集会同様、公のほうで設置をし公が主催をする。ただし、そこには市民の方たちが主になってやっていただくという、限りなく民営という形で行っていくというものでございます。

○小野田直美委員長 長田委員。

○長田共永委員 3条において、もちろん公選法には違反しないようにと書いてあるもので、この条例自体は公選法に違反するわけがないとは思いますが、そうした中で、識者の方々の先日いただいた資料においても、公職選挙法には気を付けなさいという部分を多々書かれてる指摘があったと思うんですが、条文においてはもちろんないとは思いますが、その点、公選法に違反にならない運営等の条例自体はもちろんないとは思いますが、

ですが、それに合わせて運営等も、当然、主催者は実行委員になると思うんですが、その部分の考え方の統一というのは改めて諮ったほうがいいと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○小野田直美委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 有識者の方たちから御指摘いただいたのは、やはり公職選挙法に違反しないようにという部分です。するのではないかとというような話もありますし、しないようにというような御助言もいただいております。ここの部分につきましては、実際パブリックコメントのほうにも後から入れさせていただいておったところですが、今回この条例を提案させていただくに当たって、基本原則だということでその中に入れさせていただいたものでございます。条例のほうでは、当然、公職選挙法には違反しないようにということでありますけども、特に運営の面で公職選挙法に違反しないようにということで、これから運営のマニュアル等を実行委員会等で検討していくことにはなると思います。

それと、これまでも実際にJCさんたちが行われておったやり方でも、当然、公職選挙法には違反しないやり方でやってこられておりますので、そういったノウハウを生かしてこれから進めていきたいというふうに考えております。

○小野田直美委員長 長田委員。

○長田共永委員 この条例は、当然、自治基本条例の14条に追加されるわけなんですけど、そうした中で、やはり必要な事項は別に定めるといふ部分を書いてございます。そうした部分、例えば今言われた運営に対するマニュアルだとか、別に定める条項の規約等を今後こうした委員会に早急に示していただいて、それからまた議論を進めていきたいと思うんですが、その点の確認だけお願いします。

○小野田直美委員長 松下まちづくり推進課

長。

○松下領治まちづくり推進課長 今、実際、規則の案ということでお示しをさせていただいております。今、内部のほうで、本部のほうからもうこういうふうにしたほうがいいじゃないかというような意見もありまして、修正を加えておるところです。あと、規則の中には、実際条例にある様式の部分であったりとか、あと実行委員会の設置に関するところが載ってはおりますけれども、具体的に実行委員会の運営という部分については、実際に実行委員会になられる方たちと話をしているかといけない部分が出てくるかなと思います。物事を決めるときに、前回の作業部会の中の振り返りでもあったと思うんですけども、多数決でいいのか。それとも全会一致でないといけないのかというそういう議論もあるかと思えます。それと、説明会の開催に向けてどういった流れにしていくとか、それから、当日どのように運営をしていくか、何が必要かといったところも必要になってきます。それにつきましては、実行委員会のほうで検討する必要もありますので、なかなか行政で全部作ってしまうという訳にはいかない部分もあるかなというふうに考えております。

○小野田直美委員長 長田委員。

○長田共永委員 要望でございます。

そうした部分の全て別に定めるのも出してはいただいているんですが、不明確な部分在实际ございますので、そうした部分も今後クリアにしていくように委員会のほうに資料提示等を早急をお願いしたいということでございます。

以上です。

○小野田直美委員長 では、ほかに質疑はありますか。

滝川委員。

○滝川健司委員 それでは、個別の条項については、今回の委員会での質疑で大体分かる

んですけども、そもそも論のそもそもぐらいにまで行きたいと思うんですけども、まず、この条例の趣旨・目的が自治基本条例に基づく、第14条の2、市政に関する政策及びこれを実現するための方策、市長候補を市民に広く知らせるためと。必要なことは別に定めるというのが第74号議案の公開政策討論会条例だと思うんですけども、趣旨・目的である市民の知る権利と市政への参加というようなことを大上段に考えておるんですけども、4年に1回の選挙のときだけの公開政策討論会条例が果たして市民の知る権利、市民の市政参加にどれだけ影響を与えるのか。本来であれば、そこからの4年間をどうやってフォローして、その4年間の市民の知る権利と市政への参加、これは既にいろんな施策が行われてますけど、それはどういうふうに関連してくるのか。その辺についての見解をお願いします。

○小野田直美委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 基本的には、確かに4年に1回の公開政策討論会ということにはなるんですけども、今、私どもで考えておる部分ですけども、不測の事態といいますか市長が欠けた場合のことも当然考えていかなくてはいけないと思っております。この実行委員会の開催につきましても、選挙のある年だけではちょっと足りないのかなというふうに考えております。市長が欠けた場合という50日以内に選挙のほうを行わなくてはならないということになりますと、それに向かってかなりマニュアルですとか流れというものを組み立てていかないといけないということがあります。4年に1回、実行委員会が集まるというわけではなくて、できれば毎年実行委員会の方たちにはお集まりいただき、また、中にはメンバーの入れ代わりという部分もできてくるかと思えます。毎年の中で実行委員会を開催し、引継ぎのほうも行っ

ていけるようになるというふうにして、今、条例のほうには、市民自治会議に諮って開催日等を決めるというふうになっておりますけども、実際のところはもっと実行委員会のほうが早めに動いていて、むしろ市民自治会議に提案をしていくというような流れが望ましいのではないかと、この4年間のフォローアップという部分ですけれども、当然、実行委員会が集まる中で、作業部会のほうでも話がありましたけども、主権者教育の部分であるかということも当然議題になってくるかと思っておりますので、そういったところで広がりを持っていけるようにしていきたいなというふうに考えております。

○小野田直美委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 ちょっと期待した答えと違う。私は、別に市長が死んだときのことを聞いているわけじゃないので、4年に1回の公開政策討論会条例で、その趣旨・目的は市民の知る権利だ、市政への参加だということを大上段に構えて、そんなの4年に1回やっただけでそんなもんは達成できないよ。そこからの4年間にどうやって当選した市長が自分が訴えた政策を実現するのかしなかったのか。方向転換するのかとかそういうことをチェックするための仕組みとしてのフォローですよ。現実には、今の市の施策の中には、当然市民自治会議だとか、賢人会議だとか、いろんな会議がいっぱいあるし、女性議会だ、若者議会だというような形での市政参加、市民の知る権利、市政への参加の機会というのはあるんですけど、やっぱりそういった人たちというのは限られた一部のメンバーですよ。そうじゃない大多数の市民に対して市政への市民参加とか関心を持ってもらう、あるいは市政の現状を知る権利とか知らせる義務をどうやってやっていくかということにつながっていかないと、ここで4年に1回の公開政策討論会やりました。市民の知る権利と市民の

市政参加を慣らすためだなんていったって、1回ぐらいの討論会では当然達成できないわけですよ。その後をどうやってこの部分をフォローしていく政策につながっていくのか。つながっていかざるを得なければ、討論会をやった意味につながっていかないわけです。その辺をそういうふうを考えておるのかということ。討論会にかかわらず、今、穂積市長が14年間やってきた施策の中には、当然この市民の知る権利、あるいは市政への市民参加の機会というのは、いろんなケースで、いろんな施策をやってるわけです。まちづくり集会もそうでしたし、市民自治会議もそう、地域自治区制度もそう、いろんなものがそれにつながってくると思うんですけども、では、それらが今、実際に、市政への参加とか知る権利を十分満足しているのかどうかという検証。それから、現実にそういったものへの参加者というのは一部の関心のある人に限られてしまってる現状をどう捉えているのかということだよ。そういったものをもっとフォローアップして、そういった市政だとか参加する機会のない、自分の生活で精いっぱい、仕事で精いっぱいの多くの市民たちに選挙のときだけじゃなくて、やっぱりそういった関心を持つての仕組としての政策討論会からその後続く4年間にどうやって考えていくのかということをお聞きしたかったんですけど、死んだ後のことはいいです。

○小野田直美委員長 三浦企画部長。

○三浦 彰企画部長 今回の御指摘が一番重要な御指摘だと思っております。このことにつきましても、公開政策討論会が今回の上程でございますので、このことで申し上げるならば、やっぱり候補予定者の討論内容を正しく理解できる。あるいは異議も含めて、市民が市政に関する知識と情報、これをいかに共有していくかというのが非常に大きな課題だと思います。それがどうだったのかというのを市民目線で検証するのが市民自治会議という自治

基本条例に位置付けになっております。こういったことも含めて、議会からも様々な御意見、御指導をいただきながら、市民意識の醸成というのを今後一つ一つ積み上げていくということが重要だと思いますので、あらゆる面で御指導いただきますようお願いを申し上げます。

○小野田直美委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それでは、そういうことに私は全てがつながってリンクしていく中でやっていかないと、この討論会条例だけではそんなことはとても満足できないし、ほんの4年に1回のイベントみたいな、オリンピックみたいなものになってしまうような気がするんですね。そういうのは良しとして、当然この政策討論会からスタートして、4年間のフォローをちゃんとしたい。いろんな仕組みをリンクさせる中で、そういった市民の知る権利と市政参加をより深めていかないと、やりました条例、やってみました条例、日本で初めての条例を作りました。やってみましたで終わってしまうような気がしますので、そういうようにならない仕組みを条例に続くこと、あるいは既存の政策の中でそれとリンクする中でどう反映させていくのかということをしつかりとフォローしないと、この条例は生きてこないし、さっき言ったように、政策討論会やりました条例になってしまうのではないかと思った。

それから、もう1つの違う視点からお聞きしますが、地方議会は御存じのように二元代表制になっております。こういった形で一方の首長を選ぶ選挙は政策討論会やります。では、もう一方の二元代表制の議会、議員を選ぶ選挙、これは何もしなくていいのかというと、これについては執行部側からどうこうするものではない部分はあるかと思うんですけども、例えば市民自治会議の中で二元代表制の片方は公開政策討論会条例で人となりを選ぶ考え方を広く知ってもらうことはいいで

す。では、市民自治会議の中で、諮問の中で、もう一方の二元代表制の議会はどうするの。それ、市長から諮問されてないで別にいいの。では、その辺についての議論はあったの。それから、さらに作業部会はそういった議論はなかったの。首長を選ぶのはしっかり討論会はやるけど、議会の議員を選ぶほうがもっと大事じゃないの。幾ら首長がこれやりたいといっても、議員が反対したらできないし、何でも賛成の議員ばかり選んでも、何でも反対の議員ばかり選んでも一緒になるけど、是々非々でやっぱり市民の声と地域のことを考えた上で、市長の施策を判断するちゃんとした議員を選ばなければ、幾ら首長を選ぶ公開政策討論会をやってもそのような仕事をやっても、私は意味がないと思ってますし、もう一方の議員を選ぶほうがもっと私ははるかに重要。それを私は執行側に作れといってるわけではなくて、これを作る必要のために私は何回か一般質問したり議論をして、この公開政策討論会条例を作るプロセスに議員が関わることによって、自分たちも選ぶ基準を何か作っていかなくてはいけないという気運が起こるのかなと思ったら起こらなかつたり、それ以外のことでいろんなことでごたごたして、それどころではない議会であったような気がしますけども、今からでも遅くないものですから、やっぱりこれは議会側のことなので、ここで言うべきことではないと思うんですけども、今言った考え方についての見解をお伺いしたい。要するに、行政側の立場としてはなかなか言いにくいかもしれませんが、二元代表制の独任制の首長を選ぶ選挙のための手法と、もう一方の合議制の議会の議員を選ぶための基準、同じように公開政策討論会をやれたって二十何人も候補者が出て、これを一堂に会するなんて物理的にも会場的にも難しいかもしれません。それに代わる方法というのも当然あると思うし、これまでも議員選挙に関しては、公開質問状という形で各立候

補予定者に公開質問状を出して回答していただいて、それを選挙の議員の選択の1つの資料としてもらったケースが過去2、3回あったんですけど、1回目のときはめざせ明日のまちづくり交付金を使って。

○小野田直美委員長 滝川委員、簡潔にお願いします。

○滝川健司委員 簡潔にできないからしゃべってるんです。

だから、公開質問状を作ったんですよね。2回目のときに同じようにやろうとしたら、めざまちの交付金が交付されなかったという、これは執行部側はどういう判断で交付しなかったのか、私は疑問に思うんですね。やっぱり同じように議員を選ぶ選挙が大事であれば、そこで交付して討論会に代わる形での何かをやるべきだと思うんですけど、ちょっと長くなりましたけど、その辺についての執行部側としてのやれとかやるじゃなくて、見解をお伺いします。

それから、市民自治会議の意見だとか作業部会から、そういったもう一方の議員のほうに議会のほうについてはどういう意見があったのかなかったのか。そちらのほうは私は大事と思ってますので、よろしくをお願いします。

○小野田直美委員長 三浦企画部長。

○三浦 彰企画部長 本条例案に関連する御質問ということで承りました。

まず、確かに御指摘の点は最もだと思います。公開政策討論会自体も先週の本会議質疑でも何度もお答えを申し上げましたが、目的ではなく手段として捉えると。そして、より広義な視点から検討を行っておりますし、それから先ほどお答えを申し上げましたように、これは市民が市政に関する関わり方、これを深める深掘りということもありますし、その知識と情報共有、こういったことも含めていかなければいけないというふうな観点でございますので、今の御指摘というのは、二元代表制において重要な点かなというふうに思い

ます。本条例案ではございませんが、今委員会で正式に非常に貴重な御意見をいただいたということで、市民自治会議をこの議会後、恐らく開催されると思いますので、私どもとしては市民が主役のまちづくり、これを進めてきております。行政が主役のまちづくりではない。したがって、こういった意見を市民の方々、自治基本条例がまさにそのものでございますので、それを検証する委員会に報告をさせていただき、その辺も今後深掘りをしていきたいというふうに思っております。

○小野田直美委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 ですから、私はこの市長立候補予定者の政策討論会条例と市議会議員立候補者予定何とか条例にするか仕組みにするか私はセットでないと意味がないと思ってます。ですから、この条例だけ賛成して通しても、やっぱりもう一方の議員のほうも、それを同じようにセットでやっついていかないと意味がないと思ってます。市民自治会議の話が出ましたけど、先ほど、私、この条例制定までに市民自治会議でその部分についてのどういった意見が交わされたのか。あるいは作業部会でどういった意見が出たのか出なかったのか。議論があったのかなかったのか。その辺だけ、再度、質問に答えてなかったような気がしたのでお願いします。

○小野田直美委員長 松下まちづくり推進課長。

○松下領治まちづくり推進課長 平成30年の諮問のときでしたか、市長のほうからも挨拶があった中で、今回の中では、市議会の議員の皆さんのことに関しては、特に市長のほうから言えないんですけどもというようなことで、やはり市長選挙に関することでの諮問をされておったというところでございます。確かに公開質問状ということで今までやられてきております。ほかの市町村を見ますと、市議会議員でも公開政策討論会をやられておるところもあるということですので、そうい

ったところの情報も収集しながら、また市民自治会議等で検討ができたらなというふうに考えております。

○小野田直美委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 当然、市長がそんなことは諮問してないことは重々分かって聞いてますけど、議論の過程の中で二元代表制のもう一方をやっぱり要るんじゃないのというような議論はなかったのかということを確認したかったんです。諮問があったかなかったかはどうでもいい。だから、市民自治会議の中でそういう声が自然発生的に出たのか出なかったのか。あるいは、作業部会の中で、議員を選ぶほうがもっと大事だよという議論はなかったのかを確認したいということです。

○小野田直美委員長 三浦企画部長。

○三浦 彰企画部長 市民自治会議ではやはりテーマを決めて打合せをしておりますので、そういった市長の公開政策討論会というふうなものに絞って議論をされてきたことは事実でございます。

ただ、先ほど平成15年まで新城青年会議所等々で旧新城のことですがやってきた過程の中で、今滝川委員おっしゃったように、市議会においても様々な関わりというのがあったというふうなことは聞いております。会議の中でそのことについて深く、あるいは多く時間を費やしておりませんが、そういったことも含めて今の御意見だと思っておりますので、そういったことを念頭に置いて、市民自治会議のほうに課長が申しあげましたように報告をしてまいりたいというふうに考えております。

○小野田直美委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 具体的な議論はなかった。意見はなかったということで理解をしておきますけど、今言ったように、二元代表制の首長を選ぶほうも、議会を選ぶほうも同じようにやらなければいけないというか、そういたしますと果たして第74号議案の市長選挙に予定者だけの討論会条例という形でいいのか。こ

れは今後こっち側を向いて議会側がやっぱりこれとセットになるべき市議会議員立候補予定者何とか何とか条例というのを作らないと、やっぱりこの条例が生きてこないし、相乗効果が出ないという思いがありますので、今回、6月議会には当然間に合いませんけども、9月議会でも次の選挙までは1年弱あるわけですので、そういう形での何か型を考えていかなければいけないのかなど。質疑でもなくなっちゃったんだけど、そんなことを思いながらちょっと質疑させていただきませうけども、細かなことはこれ以上聞きませんので、ちょっとだけ意見と考えを述べさせていただきます。

○小野田直美委員長 では、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

滝川委員。

○滝川健司委員 動議を提出したいと思いません。

第74号議案を継続審査の動議を提出したいと思えます。

理由につきましては、先ほど私が質疑の中で述べたように、市長を選ぶ選挙と議員を選ぶ選挙は当然セットになるわけで、それに議長と同じように議員も選ぶも何らかの措置をしないと、やっぱり不備があると私は思いますので、それをセットにするべきとして、その間の協議をするために継続審査をしたいと思えます。

○小野田直美委員長 ただいま滝川委員から第74号議案について、継続審査をされたいとの動議が提出されました。

お諮りします。

第74号議案については、ただいまの動議のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小野田直美委員長 起立少数と認め、第74号議案を継続審査とすることは否決されました。

第74号議案の討論を行います。

討論はありませんか。

山田委員。

○山田辰也委員 第74号議案 新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会条例の制定に対して、私は反対の立場で討論いたします。

本議案は、本会議質疑での多くの質疑がありました。2年半もの長い市民会議の中から醸成されたようには私は感じません。

理由として、1つ目、市民は条例に対して問題があれば、市長は条例に対して問題があれば私が責任を取るとの話を本会議質疑の答弁で言っておられました。これには納得できません。普段は、議会の承認を得たというのでは、今回のような私が責任を取ることでは、これは整合性がないではありませんか。議論の段階で結果を求めている市長から、この答弁から見ても、市長自身が全国初というメディアに訴えたいからということが、そういう試みが見え隠れしていると感じます。それを市長はチャレンジだと言っていますが、チャレンジ自体が違反しないようにしているだけで、それも疑義がまだ払しょくされていません。

2つ目は、3者の討論会で3名からの議論が今回の市民会議に反映されているとは到底思われません。それは、勝者である市長がマニフェストの点から見て検証されないということも感じます。中でも、1,000人の雇用とか言いながら、実際は、この2年半の中から見えてこないそういうことです。これではただの討論会は言い放しではないでしょうか。本当の議論というのは、大きな話をするのではなく、実質、行政、市民の中に入って可能性のある話だと思ってます。

3つ目として、市民自治の立場から見ても、

市民の知る権利、知らせる義務がうわべだけで、4年に1回の討論会だけで、先ほど言いました実際の討論会も検証せずに、話を大きく作ったり、大きな後援会の中から動員を求めてるだけで、実際の討論会には携わってないと感じました。

以上、この条例に対しては反対の立場で討論いたします。

○小野田直美委員長 ほかに討論はありませんか。

佐宗委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、ただいま議題となっております第74号議案 新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。

私は、当初、本条例の制定には否定的な立場でありました。市長選挙立候補者による公開政策討論会を開催することは、市民が市長となる人の公約、政策、人となりを知ることができ、まちづくりに関する政策及びこれを実現するための方策について理解を深めることができ、市民にとって非常に有益な機会であり、毎回実施すべきものであらうと考えています。そもそもこのような政策討論会を行政主導で行うことが良いことなのか。法的な問題はないのか。市民が主体のまちづくりを標榜する新城市としては、条例化することで行政からのやらされ感が生じてしまうのではないかと。条例化するのではなく、今までどおり市民の自主性により開催されるべきだという考えがその理由であります。

また、先ほど来、話も出ておりますが、相変わらず議会への情報提供が遅く、議会内での検討や議論がまだまだ不十分な状況であることも否定的に考える理由の1つでありました。

しかしながら、これまでのまちづくり推進課からの説明、先日の本会議と先ほどの委員会質疑に対する答弁から、議論が不足していると私が感じていた問題点や課題も、これま

での新城市市民自治会議や庁内でしっかりと議論されていたことが分かり、なおかつ今回の条例化については、これまで政策討論会を長年開催し続け、回数を重ねてきた中で、前回の市長選挙では開催できないのではないかという状況になり、何とか開催できたものの、今後の開催が危ぶまれる状況でありました。

その要因としては、開催にかかる費用の捻出、議事運営の仕組みづくりと人の問題が大きいとのことであり、その問題を解決し、市民が政策討論会を運営しやすい環境を作るために本条例を制定し、行政がお金と場を提供して開催し、議事運営はこれまでどおり市民にゆだね、市民の考え、市民のやり方で中立公平に進めていくという内容であると理解しました。

また、この条例が法に触れるのではないかとという大きな懸念についても、条例から外れない限り法に触れることはないと言われました。

ただし、条例から外れ運用を誤れば、法に触れることもあり得るため、これから取り組む条例の施行規則の内容が重要となりますが、この規則の策定には議会にも関わってもらう旨の答弁がありましたので、議会としても積極的に関わり、正しい方向に導かなければならないと考えます。

政策討論会を開催することが目的ではなく、市民の知る権利を守ることを目的として、条例を練り上げていただいた市民自治会議委員の皆様には敬意を表し、本議案の賛成討論いたします。

以上です。

○小野田直美委員長 ほかに討論はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 それでは、第74号議案 新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

この条例についての意義とかは十分理解し、内容について反対するべきものではないとは十分分かっておるんですが、先ほど質疑や動議で説明したように、二元代表制の一翼を担う議会側にもやっぱりこういった類の条例なり仕組みが当然必要で、これは条例で定めるのであれば、やっぱり議員を選ぶ選挙のほうも条例化してそれなりのことをしないと、整合性がとれないのではないかとということが第1点。

それから、首長を選ぶ政策とかあるんですけど、それを審議し議決するのは議会のほうですので、議会がやっぱりしっかりしないといけない。今期の議会を見ておっても、住民監査請求を出されたり、住民訴訟を起こされたり、また政務活動費についての不当利得するような議員が選ばれるような議会であってはならないと考えますので、やっぱりそれは議員を選ぶ基準をしっかりと、その情報をしっかりと市民に知ってもらわなければならないと思いますので、議員を選ぶ選挙のほうについても同じような条例を作るべきと考え、合わせて、首長の候補者の公開政策討論会条例とセットにしてこそ初めて生きてくると考えまして、今回は、この条例に対しては私は本議会で制定すべきではないと考え、反対いたします。

○小野田直美委員長 ほかに討論はありませんか。

柴田委員。

○柴田賢治郎委員 私、柴田は、本議案に対して賛成の立場で討論をさせてもらいたいと思います。

まずもって私は、今までに討論会と市民の知る権利について議論する機会がございました。そのときに市民の知る権利を担保してほしい。そのような声が市民の中にあるということを確認しました。そして、それこそが過去に討論会のときに大勢の参加者がおられたその結果であるというふうに認識しております。

す。

その上で、市民の知る権利を担保する本条例は必要であり、それと同時に、今までここで議論されてきた多くのことが、この条例によって担保されるべきは、新城市民が行う政治活動であり、選挙活動ではないということ。この認識をしっかりと理解できれば、私はここで討論された議論のほとんどは解決することであると思います。

その上で、本条例が次の選挙戦、市長選にも担保されるように議論するべきなのだと考えれば、今の本会議で議決するのがふさわしい。それと同時に、ここで出された修正動議等も、議員側のほうもセットであるということにおいては、私も大切なことであると思いますし、やればいいと思いますが、それは別の議題として今後話されるべきだというふうに認識して、賛成討論とさせていただきます。

○小野田直美委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第74号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小野田直美委員長 起立多数と認めます。

よって、第74号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第75号議案 新城市消防団員等公務災害補償条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 第75号議案について質疑します。

改正で法定利率を改めたりとか別表中の金

額が改正されてますけども、改正の単位が1万2,400円に対して1万2,440円ですとか、1万3,300円に対して1万3,320円ですか。改正の単位がばかに少ないですけども、これはいろいろな基礎となる条例の付随でやむを得ない国のほうとの関連がある、政令との関連があるのかは知りませんが、果たしてこの程度の改正は意味があるのかどうか、改正するのならやっぱり消防団員の処遇改善や確保、あるいはいろんなことに使えるため新城市独自でももう少し上乗せすることはできないのか。その辺についてお伺いします。

○小野田直美委員長 加藤消防総務課参事。

○加藤正文消防総務課参事 ただいま委員のほうから御質問のありました基準政令に基づくものではなく、本市で上程の改定金額をさらに上乗せしてはという御質問ではございましたが、ここまでに基準政令に基づいて条例を改正してきた経緯がございます。そこで、この基準政令は適正であると判断させていただき、基準額に基づいて本条例も改正させていただくものでございます。

以上です。

○小野田直美委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 その理論は分かるんですけども、基準に基づいて改正して、それに基づく本市条例も改正する。それは分かるんですけど、さらに40円とか、20円とか、50円とかそういう少額な上乗せすることが制度上できない。法律上できないのか。要するに、新城市独自の基準を定めることは、法律上、禁止されておれば、これ以上言ってもしょうがないんですけども、上乗せすることはできないのかということを申し上げました。これは消防団の団員確保、あるいは処遇改善等につながる部分のほんの一助になるかと思っておりますので、そういう点でお聞きしましたので、その辺だけ確認します。

○小野田直美委員長 加藤消防総務課参事。

○加藤正文消防総務課参事 これまで基準政

令に基づく金額としてきた根拠は、あくまでも基準政令に基づくものでした。独自の金額を定めるに当たっても、その根拠となる費用というものが算出できていないものですから、あくまでも基準政令に基づく金額とさせていただきます。

以上です。

○小野田直美委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 基本は基準政令に基づいて改定ということであれば、それはこれはこれで政令に基づいて改定しておいて、では、この金額は少額な改正にとどめておいて、別の制度だとか別の市の独自の制度条例で上乗せというただし書みたいなきことはできないのかということを確認します。

○小野田直美委員長 加藤消防総務課参事。

○加藤正文消防総務課参事 本市の条例において独自のただし書等を加えることは可能であるとは考えますが、現在のところ考えてはございません。

○小野田直美委員長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 では、質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 では、討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第75号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第89号議案 新城市職員の特殊勤務

手当に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 まず最初に、この一部改正において、コロナ関係で作業に従事した人が3,000円、それからそれ以外でも4,000円、この金額の根拠というのは何か政令とか基準があるんでしょうか。

○小野田直美委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 今委員のほうから御質問がありました金額の基準があるのかという回答ですけれども、国のほうの人事院のほうからの通知がありまして、それが3月にごさいました。それ以降、時間が空いた頃で県から条例のほうの改正の通知がありまして、それに基づき改正させていただいております。

○小野田直美委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 そうすると、国と県の関係で改正の根拠がどこにあるということは確認できましたけど、金額的にそれが妥当かどうかはここで議論すべきことなのか。先ほどと同じ消防の関係で、新城市独自にもっと上乗せしてあげたらどうだとか、高いじゃないとかという議論になってしまうと、また同じ回答になるのでやめておきますけども、そういったことで金額の根拠はそこにあるということは確認できました。

それから、特殊勤務手当の中に防疫等作業手当、本会議でも少し出ましたけども、感染症を発生現場で事故処理または消毒作業に従事した職員が日額290円ですよね。290円。この防疫等作業手当というのは、恐らくこれまでもあった鳥インフルエンザですとか、新城市にはなかったですけど、豚コレラがあれば当然そういったものに職員が従事した場合に290円という、果たして妥当な金額かどうか。コロナは3,000円、4,000円だけど、鳥インフルは290円、鳥から人へは感染しないけど、コロナは人から人へ感染するから危険度

が違うと言われればそれまでなんだけど、290円というのが妥当かどうか、これもまたほかで決まっておればやむを得ないのかなと思うんですけども、その辺の金額の整合性、同じ防疫作業とか従事しても、こういった感染症でこれだけの違いがあるという整合性はとれるのかどうかというのが疑問に思ってきたんですけど、ほかにもこの中の特殊勤務手当にはかなり少額のものもあるし、そういったことに対しての根拠は当然あるんですけども、その辺の同じ防疫等作業手当としての290円との整合性についての見解をお願いします。

○小野田直美委員長 滝川議員、マイクを使う場合はマスクしてお願いいたします。

牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 こちらの290円に対して3,000円、あるいは4,000円という金額、妥当性があるかどうかというところですけども、確かに従来が290円という安価な金額だったと、一般的に見ても思われるところかと思えます。それで、新型コロナウイルス感染症そのものが医療従事者だとか病院の勤務者等を守るということを念頭に置かれておるところだと思います。あるいは、これに従事する者等が含まれておるかと思えます。委員がいわれたとおりに別表から見ると、金額は多種多様、様々で、大きいものは万の単位のものもありますので、それでこれが本当に正しいのかと言われますと、なかなか難しいところなんです。これまでに新城市のほうで、それではどうなのかといったところがありまして、この特殊勤務手当に関する条例の第5条の中で、この条例施行に関し必要な事項は市長が別途定めるということがありましたので、新城市の場合は、3月末の段階でこの3,000円に上げる前に来期的な形で、これもこれが正しいかどうか何とも言えませんところですけども、災害応急作業等手当、この1,080円を本当に従事した者がおれば、これを支給しよ

うというところで決済を取っておったところでございます。

以上です。

○小野田直美委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 今、災害応急作業で対応した分もあったということなんですけど、今回の条例改正で新型コロナ関係が加えられるわけなんですけども、附則のほうでこの条例の規定は令和2年1月27日から適用するということなんですけど、1月27日と定めた理由と、これまでにこの条例の適用するような事例が新城市内にもあったから1月27日なのか。その辺について確認します。

○小野田直美委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 1月27日の根拠ですけども、こちらのほうにつきましては、人事院規則のほうが適用されておる期日になります。1月27日から適用させていただいて、遡及させて適用させていただくということです。

それから、事例があったかどうかという関係におかれましては、290円、あるいは1,080円という先ほど金額を申し上げさせていただきましてけれども、該当する手当での支払い等につきましては、実績がここではございます。

以上です。

○小野田直美委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 290円と1,080円はあるけど、コロナの3,000円、4,000円はないということではよろしいですね。

○小野田直美委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 失礼いたしました。ございません。

○小野田直美委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第89号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第91号議案 財産の取得（小型動力ポンプ付積載車）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 小型動力ポンプ付積載車ですけれども、東郷分団第6班、八名分団第3班、東陽分団第5班の3台ということですが、消防団の再編等を見据えた車両の更新なのか。ひょっとすると統合されるような分団も含まれてるような気がしたんですが、その辺については検討はどうなってるんでしょうか。

○小野田直美委員長 加藤消防総務課参事。

○加藤正文消防総務課参事 今回、財産を取得するの対象となる消防団の班につきまして、班統合等の検討はなされたかという御質問だったかと思いますが、消防団の具体的な班統合の検討というのは、現在この配備する3班については、具体的には進んでございません。かつ消防団の検討が進んでおりましたが、こちらの活動というのは日々求められるものでございますので、仮に班統合が予想された場合は、配備後の再配置を今後検討していくため、まずもって18年という耐用年数を迎える車両については、その後すぐに活動することを考え、まずは配置、その後、再配置ということを検討してまいっております。

以上です。

○小野田直美委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 ちょっと細かなことを聞きますけど、頂いた資料の中で、3の主な仕様の変更点というのが4点ほど書いてあるんですけども、シャッタータイプから幌型への変更、何で幌型にするのか。シャッターのほうがいいような気がするんですけど。

あと、ポンプ昇降装置を手動化、自動が手動になるのかな。あるいは二連はしごを脚立へ変更とか、資機材等の処分費用の追加というのは必要なことかと思うんですけども、（1）から（3）の変更点についての何か理由があったら説明をお願いします。

○小野田直美委員長 加藤消防総務課参事。

○加藤正文消防総務課参事 それでは、主な仕様の変更点について御説明いたします。

まず1点目のシャッタータイプから幌型への変更についてでございます。シャッタータイプでは、従来、乗せる場所を明確に位置付けることができる反面、応用に非常に不向きでございました。消火活動後の汚くなった資機材の積載だとか、その他活動上必要な、通常積載してないものを積載しようとする場合の応用に効かないところを消防団員の声を基に柔軟な積載が可能となる幌型への変更とさせていただきます。

2点目のポンプ昇降装置の手動化ですが、これまで毎年ポンプの性能向上に伴い、ポンプの重量が重くなくなってきております。そのポンプを団員の負担を軽減させるために自動化というものを導入しておりましたが、これに伴う充電コードの切断、またはポンプ昇降装置自体の不具合などが散見されるようになり、有事の際の活動に支障を来すことが予想されましたので、消防団員と検討の上、非常に長期的に安定化できる手動化に替えさせていただきます。

また、二連はしごを脚立への変更とさせてもらったものは、二連はしごでの活動実績について消防団員と検証を行い、より安価であり、また必要最低限の高所または低所への活

動として必要な脚立への変更と今回替えさせていただきます。

以上です。

○小野田直美委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それぞれ変更理由は理解しました。

問題は、これまでに更新した既に納入されている車両で、シャッターですとか自動のもの、あるいは二連はしごはあるわけですね。それらがそのままということで理解しておくのか。それらも順次、消防団員の要望に応じて改修していくのか。その辺だけ確認します。

○小野田直美委員長 加藤消防総務課参事。

○加藤正文消防総務課参事 これまでに導入された変更前の車両につきましては、来る更新の時期までは現在のものをお使いいただきまして、今後の更新時に変更を予定しております。

以上です。

○小野田直美委員長 では、ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第91号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと

思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、総務消防委員会を閉会します。ありがとうございました。

閉 会 午前10時42分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務消防委員会委員長 小野田 直 美